相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第11号

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第11条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に 改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を 「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について 同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に 改め、同項各号を削る。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において 準用する場合を含む。)及び第14項の規定は、退職職員(退職した相模原市職員 の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により 職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日 以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職 業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、な お従前の例による。